

令和元年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 令和2年1月23日(水) 10:00~12:00
開催場所 石狩市役所3階 庁議室
出席者 会長：高宮則夫
副会長：藤懸健
委員：新海節、安藤牧子、山本強、中村嘉光、清野和彦、中川京子、牧野勉
欠席者 富木須磨子
事務局 蛭谷財政部長、青山財政課長、佐々木財政課主査、北岡財政課主事、小島スポーツ健康課長、内川スポーツ健康課主査、稲垣建築住宅課長、茶木建築住宅課主査、小松建築住宅課主任、糸尾市民課長
傍聴者 なし

【開 会】

○事務局(青山)： おはようございます。本日は大変お忙しい中、お集りいただき誠にありがとうございます。事務局を担当しております、財政課長の青山と申します。よろしく願いいたします。それでは、ただいまより石狩市使用料、手数料等審議会を開会いたします。本日の会議の出欠状況ですが、富木委員が都合により欠席との連絡を受けております。それでは、開会に先立ちまして財政部長の蛭谷よりご挨拶を申し上げます。

○事務局(蛭谷)： 皆様おはようございます。審議会開催にあたりまして、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、使用料、手数料等審議会にご参集いただき誠にありがとうございます。本日は、昨年8月の改選以来初めての会議開催となります。皆様にはご多忙のところ、委員へのご就任を快くお引き受けくださり、また応募いただきましたこと改めてお礼申し上げます。2020年は東京オリンピック・パラリンピック開催の年でございます。大会に向けて、日本全国が開催に向け準備に邁進しているところでございます。本市においても、今回のオリンピックのソフトボールが市の競技と指定されています。2008年の北京オリンピック以降、一度正式種目から外れたわけですが、今大会よりまた正式種目に復活したこともありまして、石狩市にとっても大会が成功に終わるように、応援しようと盛り上がっているところでございます。これまで合宿誘致ですとか、パブリックビューイングを行いました。本年は、オリンピックの様子をパブリックビューイングで市民とともに応援し、盛り上げていきたいと考えているところでございます。また、これと併せて、パラリンピックにつきましては、市内の障がい者団体の参画をお願いして、聖火の採火式のイベントを予定しております。道内各地・全国各地から灯を東京へ集めまして、聖火リレーという形を整えているところでございます。

さて、この使用料、手数料等審議会でございますが、この使用料、手数料は、市民生活に密着し、影響を与える大切な料金でございます。これまでの制度設計にあたりましては、市民の皆様のご参画をお願いいたしまして、公正な議論の中で、こういった制度を構築していくことを目的に、石狩市においては平成13年度からこの審議会を行っているところでございます。今となっては行政手続において、市民参加は当然のこととなっておりますが、石狩市は平成14年に市民参加手続き条例を制定いたしました。当時は全国的においても、石狩市の取り組みは進んでいる部分でありまして、この審議会は、その1年前に先駆けとして、市民の目線を取り入れるために設けているところでございます。行政サービスの受益と負担の在り方、基本としては公平な負担・適正な水準が原則となりますが、ただ一方ではご負担いただく利用者の視点という部分も併せて考えていかなければならないということで、委員の皆様には多角的な視点におけるご意見・ご議論など大変なご苦勞をおかけするところでございますけれども、皆様のこれまでの知識・経験を頂戴いたしまして、本日も活発なご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局紹介】

○事務局(青山)： それでは、次に移ります。本日の会議ですが、平成30年度に開催して以来約1年ぶりの開催になりますが、その間に委員の任期が満了となっております。昨年8月に本審議会委員に委嘱させていただいて現体制となつてから、初めての開催ということで、改めて会長・副会長を選出するまでの間、事務局において会議の進行を務めさせていただきたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。また、会長・副会長の選出につきましては、石狩市使用料、手数料等審議会条例に基づきまして、委員の互選により選出することになっておりますが、前回から委員のメンバーが変更になっておりますので、改めまして委員の皆様にも簡単に自己紹介をさせていただきたいと存じます。恐縮でございますが、牧野委員から時計回りで自己紹介をしていただきたいと思います。

【委員自己紹介】

○事務局(青山)： ありがとうございます。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法について何かご意見ございませんか。

(事務局に一任の声)

事務局に一任の声をいただきましたので、事務局案といたしまして、会長に高宮委員、副会長に藤懸委員を推薦させていただきたいと存じます。このとおりご承認いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、会長を高宮委員、副会長を藤懸委員にお願ひいたします。高宮会長よりひと言ご挨拶をいただきたいと思います。

○高宮会長： ご推薦ありがとうございます。引き続き会長を務めたいと思つた。先ほど、部長もお話しておき、市民が参加する審議会は年々重要となってきています。市民活動・審議会が形骸化しているというのが昨今ありましたけど、このような石狩市の取組に協力していこうと思つております。また、事務局におかれましても、できるだけわかりやすい説明をお願いします。

○事務局(青山)： ありがとうございます。それでは、続きまして、会議次第の4番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は部長の蛭谷より会長へお渡しさせていただきます。

○事務局(蛭谷)： 施設使用料及び手数料の設定について諮問をします。①総合保健福祉センター健康増進室個人使用料の新設について、②建築物エネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の改定について、③除票記載事項証明書の交付手数料の新設について、以上3件についてよろしくお願ひいたします。(諮問書を高宮会長へ渡す)

○事務局(青山)： 以降の進行については、高宮会長にお願ひいたします。

○高宮会長： 只今から、審議を開会します。本日は審議、その後答申までを予定しておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。それでは、早速、事務局より提出されている資料に沿って、説明を求めます。

○事務局(佐々木)： それでは、審議に入る前に、本日は委員改選後初めての開催となりますので、使用料、手数料の設定における基本的な考え方を説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

市では、使用料や手数料の設定や、改定の必要性を検討するに当たっては、平成24年7月10日に策定いたしました、「使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき執り進めています。

使用料、手数料の設定については、1ページ目の中段「2 使用料・手数料等設定の基本方針」に定めている4つの項目を基本的な考えとしています。

1点目として、料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。つまり、実際にかかっている費用を踏まえて検討を行うこととしています。

2点目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。後ほど図を用いて詳しくご説明いたします。

3点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には、現行料金の2倍を上限としています。

4点目として、概ね3年ごとに、定期的な料金見直しを実施する。前回は平成29年度に見直しを行っています。

以上の4項目を基本的な考えとしています。

続きまして、3ページの下の図をご覧ください。

使用料・手数料のうち、「使用料」の設定における受益者負担の考え方についてご説明します。

使用料の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者（利用者）負担」の割合を明確化することとしています。サービスの性質により市民にとって必需的なものか、或いは選択的のものか、そして民間施設等の市場の代替性があるか否かによって、4つの分類を定めております。

具体的には、第1分類としては、必需的・非市場的服务、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当します。

第2分類としては、選択的・非市場的服务、例えば体育館、運動場、集会所・コミュニティセンター、公民館などになります。

第3分類としては、選択的・市場的服务、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設などになります。

第4分類としては、必需的・市場的服务、例えば市営住宅、保育所等児童福祉施設などがあげられます。

図に記載がありますように、これらの分類によって、受益者と公費の負担割合が変わり、第1分類、第3分類は公費又は受益者負担どちらかが100%、第2分類、第4分類では、公費と受益者がそれぞれ50%ずつとなっております。

次に「手数料」であります。4ページをご覧ください。こちらにつきましては、かかる業務コストの全額を受益者負担としております。一部国の政令や、道内で統一的な単価が設定されているものについてはその金額としておりますが、それ以外はコスト全額を受益者負担として計算しております。

以上、簡単ではありますが、使用料手数料の設定における基本的な考え方について、私からの説明を終わります。

○高宮会長： ありがとうございます。説明がありました内容について、分からない点などご意見がありましたらご発言をお願いします。

○委員（山本）： この話は分かるんですが、先ほど部長が言われていたとおり、今年オリンピックとパラリンピックがあります。ソフトボールが市のスポーツとなっておりますが、実際に石狩市からオリンピック・パラリンピックに出たのはスノーボードの國母選手しかいないかなと認識しております。今年何人かオリンピックに出場する予定のようです。一方で、福島千里選手の出身である幕別町は、前回のオリンピックで3人くらい出場選手を輩出していると記憶していますが、町として子どもの頃から運動等を行わせることに取り組み、体を鍛えるとともに同時に健康のことも考える。そういう観点をもった基本方針になっていないなと感じます。

○高宮会長： それは今ご挨拶の中にあつた内容ですが、公共施設の基本的な手数料を設定する内容の基準について説明を受けております。

○委員（山本）： その観点から見たら、受益者負担としているけども、第何分類に位置付けるかということが左右されるのではないのでしょうか。

○高宮会長： 分かりますが、これは基準として決まっているものでございます。

○事務局（青山）： ご説明させていただきます。高宮会長からお話ししていただいたとおり、あくまでもこれは市の方針として内部決定を行って、一つの指針として決めているものであります。山本委員がおっしゃるように、例えばソフトボールを応援するという視点で、市の姿勢・施策をもっと反映させた方が良いのではないかなというご意見なのではないかなと理解しております。

では、市としてどういうふうそれを反映させているかと言うと、あくまでも市の使用料・手数料の基本的な考え方は今説明させていただいたとおりですが、例えば子ども達がスポーツを通じて健康に育つようにという視点で、学校でスポーツ広場のグラウンドを使う場合、あるいは少年団が使う場合は、100%減免をしております。子ども施策を応援するという部分では、「基本はこうだが、例外的に減免で0にする」というように、場合によって減免規定を設けております。実は本審議会でも色々ご意見をいただいておりますが、石狩市は減免規定を他の自治体よりも広く設けていまして、札幌市や他の自治体では使用料を徴収しているけども、石狩市はそういった施策を進める上で無料にしているなど、市の姿勢として、必要に応じて変えていくものとなりますので、山本委員がおっしゃってることは、当然市としても意識しながら進めているという点をご理解いただけたらと思います。

○委員（藤懸）： 資料3ページの性質分類の箇所、例えば第1・第3分類は、公費負担もしくは受益者負担のどちらかが100%となっておりますが、これはあくまでも原則であって、状況によっては、例えば公費負担が0%のところを10や20%にするということも良いのですよね。

○事務局（青山）： はい。

○委員（藤懸）： 今回の健康増進のところも、これにかかってくるのではないかな。第3分類としていくようですが、受益者負担がかなり大きくなるので、100%ではなく70や80%で対応しますよと、ただ分類上は第3分類としますよという考え方で良いのですよね。

○事務局（蛸谷）： はい。基本的なルールということでお願いします。

○高宮会長： よろしいでしょうか。今言われましたように、これは基本ですので、これから政策によって色々考え方が変わることになります。

続きまして、本審議会に諮問されました総合保健福祉センター健康増進室使用料の設定を議題いたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

○事務局（内川）： スポーツ健康課の内川と申します。それでは、私のほうから、総合保健センター健康増進室の使用料金等の設定について、資料に基づき説明させていただきますが、健康増進室の場所をご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんので、先に場所から説明させていただきます。

資料の7ページをご覧ください。場所につきましては、市総合保健センターりんくるの3階でございます。施設概要につきましては、記載のとおりとなります。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

現在の健康増進室は「ヘルスアップ事業」として、対象者を18才以上の市民で、過去1年以内に特定健康検査等を受診した結果、生活習慣の改善が必要で、市が事業への参加の可否を決定した方のみ限定しております。平成30年度は延べ5,000人の市民にご利用いただいておりますが、参加者には1回あたり300円の事業参加料をご負担いただいております。

しかし、国においても健康寿命の延伸と言う目標が提示されたことから、運動を習慣化することで、生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、市民の健康増進を図ることを目的として、新たに健康増進室に運動指導員を配置するなど利用形態を変更し、高校生以上であればどなたでもご利用いただくために、今回、健康増進室の個人使用料金を新たに設定するものであります。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

使用料金の設定につきましては、先程、財政課から説明のあったとおり、石狩市使用料、手数料等設定の基本方針の費用算定方法に基づきますと、人件費が951,000円かかりまして、維持管理経費が41,485,000円、減価償却費36,685,000円のトータルのコストとしまして、79,121,000円となっております。これを面積按分して、6,442.52㎡分の168.07㎡を割り出して、年間開館時間の2,814時間で割りますと、コストとしては733円になります。負担区分としまして、負担率100%でいきますと733円となりますが、この算定でいきますと、現在の事業参加料300円の倍以上の金額となることから、他市の類似施設の使用料を参考に、一般の使用料を400円、高齢者及び高校生の使用料を300円と設定したところでございます。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

他市のトレーニングルーム利用料（使用料）を記載しておりますが、上段につきましては、運動指導員を配置していない使用料金、下段が運動指導員を配置している使用料金となります。道内では、札幌市が390円、函館市が400円となっております。

今回の原案に対し、広く市民の声を聴くため、12月19日から1月19日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施した結果、6人の市民からご意見をいただきました。

検討結果（案）を、本日追加資料として配布させていただきましたが、記載内容につきましては、いただいた意見、質問について当課の検討内容を示したものであり、網かけ部分が使用料金に係るご意見となっております。料金に対する意見内容としましては、「現在の参加料300円のままにしてほしい。理由としては、民間のスポーツジムとさほど変わらないから」というものが2件ありました。スポーツ健康課の回答といたしましては、先ほど使用料金の設定のときに説明しておりますが、「使用料、手数料等設定の基本方針に基づく」と、現状の倍以上の料金となることから、運動指導員を配置している他市を参考に金額を設定している」としようと考えております。しかし、肯定的な意見もありまして、「民間では入会金や、毎月高額な定額料金を払う必要が出てくることから、利用する都度支払うことで利用がしやすい」という意見や、「運動指導員を配置して運動教室を開催することによって妥当」という意見がありました。

以上、健康増進室の使用料金等の設定についての説明となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○高宮会長： ありがとうございます。ただいま事務局より説明ありました内容について、分からない点などご意見がありましたらご発言をお願いします。

○委員（安藤）： 「高齢者」というのは何歳からですか？

○事務局（内川）： 満65歳以上を想定しております。

○委員（中村）： 高齢者と高校生を一律300円となっておりますが、高齢者は収入があるものの、高校生は親からの小遣いだけなので、できれば高校生はもう少し100円くらい安くして、高齢者の方はもう少し高くしても良いと私は思うんですけどね。

○委員（山本）： やはり引っかかるのは、先ほどから基本方針の話が出ており、今説明もありましたけど、市民に対しての健康増進という観点から、基本方針の100%や50%という話ではなく、これから65歳以上の割合は、あと4、5年で4分の1以上になるという中で、そういう人達にしっかりと使ってもらって健康になってもらって、病院にかかる必要がなくなり医療費を減らす必要があるのではないかと。そのような視点からは、基本方針を度外視して安くすること、つまり300円のまま据え置くとか200円にする、石狩市民に限定するとか、そういう考え方も良いのではないかと思います。高齢者だって年収も少ないでしょうし、そういう観点から使用料を算出していかないといけない。400円ですと10回もいけば4,000円ですし、1ヶ月の開館日22日間毎日行ったらすれば約9,000円ですから、大きな金額です。

○高宮会長： 山本委員の考えは、高齢者の300円という設定を安くして、健康増進を図るべきで

はないかということで、中村委員の考えは、高校生はお金を持っているわけではなく、親から貰って行くのだから、300円からもっと安くできないかということですね。

○事務局(青山)： 個別の案件は所管課の考えもありますが、全体の総論として、先ほどの説明と重なる部分はありますが、やはりまず根底にあるのは、受益と負担の公平性という部分です。税金という公費を投入する以上、使っている方と使っていない方の負担割合の考え方を第一に考えなくてはならないと思っています。当然、施策としてどういう分野に力を入れていくかということによっては、例えば減免規定でありますとか、負担割合を変えるとか、そういう視点は必要だと思っています。今回の案件については、例えばこの健康増進室の使用料を、考え方を改めて、使用者の負担する割合をゼロにするということであれば、類似するサン・ビレッジあるいはスポーツ広場といった施設も一体的に考えていかななくてはならず、コミュニティセンターにも一般開放して運動できる施設があります。そういった部分を市としては全体的に考えていかななくてはなりません。市としては財政的にも、収入として見込んでいた部分がなくなることになるので、ある意味では多角的な視点が必要になります。

今回の個別の案件に対してご意見があるのかもしれませんが、全体的な視点で整理をしなくてはならない、視野を広げて全体見直しの中で行っていく作業となるのかなと思っています。ご意見として理解はできますが、もう少し多角的な視点が必要かなと事務局としては考えております。

○委員(山本)： 受益者負担について少し伺いたいのですが、「お金があるんだったら使えるよ、なかったら使えない」という話になりますよね。では収入が少ない時に、1ヶ月に1万円も出して行けるか、私もサン・ビレッジやB&Gを使っていますけど、やはり300円や400円は高くて来れないというのが非常に多い意見です。100円200円くらいなら行けるといって人がほとんどを占めています。

○高宮会長： 他の委員の方は、何かご意見はありませんか。

○委員(清野)： 資料6ページについて、ご説明いただいた中に、「市が使用を認めた方」のご利用で5,000人とありましたが、更に拡大して、一般の方や市が決定してこなかった方も使えるというのが、今回のスタートラインなのですよ。一般に開放することによって、5,000人というのがどれくらい増えると見込んでいるのですか。

○事務局(小島)： スポーツ健康課長の小島と申します。今現在約5,000人の方にご利用いただいておりますけども、今後はこれまでの限定された方以外の、高校生以上の市民であればどなたでも使えるというふうにしようとするものであり、それによって8,000人くらいの利用人数を見込んでおります。そのためには、当然のことながら、PRや周知をしながら利用者の拡大を図っていきたくと考えております。

○委員(清野)： 今の開館時間の中では、資料によると一日20名程度かな、それが30名になってもこれくらいのキャパがあれば足りるということですね。

○事務局(小島)： はい。現在は使用時間が、曜日によって違うのですが、週2回は夜の8時45分まで、あとの3回は4時半くらいまでとなっておりますが、今後は開館時間が5日間を通して、午前9時30分から午後8時30分までとなり、約1.8倍の開館時間になります。ですので、利用者がそれなりに分散して来ていただければ、施設の大きさは変えようがないのですが、たくさんの方の市民に来ていただくことによって目標人数を達成していきたくと考えております。

○委員(清野)： 設定料金ですけども、400円や300円というのは基本方針に則った中で積算されているのでしょうから良しとして、9ページの下段にあります他自治体の状況の中に、運動教室という項目を記載されていますよね。これをやった上でこの金額の設定と解釈して良いのですか。

○事務局（小島）： はい。その通りです。

○委員（藤懸）： 運動指導員というのは常駐するのですか。

○事務局（小島）： 現在の案では、開館時間には受付等に1人は通しで必要なのですが、午前・午後・夜間のいずれかの時間帯に一定の運動教室を開催しようと考えております。フルタイムではなく、私どもが設定した時間帯に、運動指導員に来てもらい運動教室を行うというやり方を考えております。

○委員（藤懸）： 資料8ページの使用料算定基準の中で人件費とありますが、これは運動指導員の人件費ですか。

○事務局（小島）： この算定式は、現在の総合保健福祉センターりんくるの人件費であって、運動指導員の人件費はここには含まれておりません。

○委員（山本）： 指導員の人件費は、300円や400円の使用料で賄うということですか。

○事務局（内川）： 資料の人件費や維持管理費は、りんくる自体を運営するための経費として積算方法に当てはめています。今私どもが行おうとしている事業についての人件費は、ここには入っておりません。

○高宮会長： つまり、これは料金設定のための式であって、今後は収入もあれば支出もあるということで、これは資料には記載されていないということですね。

○委員（山本）： 最終的には、7,900万以上の金額になる可能性があるということですね。

○委員（清野）： 指定管理料の中から払う形かな。

○事務局（青山）： いいえ。来年度の新規事業として、今予算の枠組みを決めている大詰めの段階ですが、例えば考え方としては、65歳以上の方については介護保険の補助金の適用がある等、事業を進める上で、この使用料以外に国から持ってこれる財源があります。そういったものを活用して人件費に充てようと考えています。今回の使用料の算出については、総合保健福祉センターりんくる全体にかかる経費がいくらなのかをまず出し、そして健康増進室の利用面積で按分して出しています。実際に事業を進める上でかかる経費と、今回の使用料を算出する上での考え方とは、切り分けてお示ししております。

○委員（山本）： 私は、やることは賛成ですが、先ほどから言われているように、高校生が少し高いということと、一般の方も400円と高い。ただ、料金についての疑問と小学生・中学生がなぜ使えないのかという疑問がある。これはサン・ビレッジもそうなんです、あそこもランニングマシンがあるのに小学生・中学生が使えない。現に当別町では小学生でも中学生でも使えますよね、一覧表によると。

○高宮会長： 施設そのものの違いもかなりあるのではないかと気がします。

○委員（山本）： なぜ、小学生・中学生が使える形になっていないのか。常駐している職員が見ているので、中学生だって小学生だって使えるわけですね。

○高宮会長： この健康増進室の設定条件に話がそれてきていますので、この審議会はあくまでも使用料・手数料です。

○委員(安藤)：小学生・中学生の話が出ていましたが、小学生・中学生・高校生は学校に体育館があり、運動するチャンスがありますよね。そういうチャンスがないのは、一般の人と高齢者だと思います。石狩市には体育館というものがなくて、何でも無料というのはいかがなものかと私は思っています。やはり、受益者負担というのが原則にあった方が公平だと思います。近くになくて受けられない人と、近くにあつて受けられる人、遠くにあつて受けに来る人、そういうことを考えれば受益者負担というのはあつて当然だと思います。私は「カーブス」という女性だけの運動のクラブに入っております。一ヶ月6,270円です。月曜から土曜まで、何回行っても6,270円です。ですが、毎日行く人はほとんどおりません。私も、月に7回から8回通っています。それくらいが適当と言われております。一ヶ月に8回行くと1回あたり800円くらいで、10回行くと1回あたり620円です。これらを考慮すると、妥当な金額ではないかなと思います。遠くに住んでおられる方は、ここにわざわざ来るチャンスがない。そういう方のことも考えれば、便利に移動できる方は、それなりに負担は必要かと思えます。なんでも無料にすれば、それは良いかもしれませんが、その負担は子ども達に行きます。ですので、できるところは負担しながら、次世代の子ども達のためを考えても、受益者負担は妥当だと思います。

○委員(山本)：子ども達のことを考えるのであれば、大人が健康じゃなくなって病院にかかると、日本全体で医療費が20兆も25兆もかかっているのだから、石狩市もそういった健康に対する負担もすごい金額になっていると思われることを重視するべきだと思います。

○委員(蛭谷)：保健予防の観点で市も支出をしております。ただ、冒頭にもありましたが、受益者負担と利用者負担をどこまでお願いできるかということです。安藤委員からもありましたが、私もこのような公共施設を設置して運営していくには、安定した制度で運営していくことが求められます。高度経済成長期のように、どんどん右肩上がりで行く分には負担が少ない方が良くとなりますけど、持続可能な施設運営を考えた時に、一定の利用者負担をいただきながら、サービスを受取る方とそうでない方が、ある程度多くの方にご理解いただけるようなかたちで制度を運営していかなくてはならないと考えています。そういった意味では、今回提案申し上げますが、やはり利用される方には一定の負担をお願いして、制度自体を今後とも安定して続けていけるようなかたちを取っていきたくて考えています。

○委員(山本)：私はそれで良いのですが、やはり小学生・中学生も、父兄同伴だったらこの器具は使える等、限定しても良いので使えるようにしてほしいというのが強い要望です。

○事務局(青山)：先ほども高校生からしか使えないという点にご質問いただいております。お答えしてないのですが、りんくるの健康増進室というスペースを市がどういう目的で使っていくかということで対象が変わってくるのかなと思います。今回健康増進室をどういう目的で使うのかというと、資料にあるとおり、あくまでも市民の健康増進、具体的には生活習慣病予防・介護予防ということに視点を置いて考えています。小学生・中学生も使えたほうが良いのかもしれませんが、まずは市としては、社会的に課題となっている医療費の増加は、当市も課題となっておりますので、そういった点からは生活習慣病予防や介護予防に重点をおいて進めていこうと、本来であれば30歳くらいからがその対象なんだろうと思いますが、更に若い世代からそういう意識をもって欲しいということで、引き下げて高校生からとしています。安藤委員がおっしゃっていただいたように、小学生・中学生は義務教育課程でそういった点を学ぶ場というのがありますので、そこは市としては切り分けて目的に沿った形で設定しているということをご理解いただきたいと思います。

○委員(山本)：小学生・中学生は土日学校使えないですよね。

○高宮会長：ここは使用料・手数料を審議するという立場でございます。色々な議論がありましたけど、いかがでしょうか、これに関しては妥当だと判断してよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： それでは、次の議題に移ります。建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の設定についてという非常に難しい議題でございますけども、事務局から提出されている資料についてご説明をお願いします。

○事務局(茶木)： 建築住宅課建築指導担当主査の茶木と申します。よろしくお願いたします。私からは、建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の改定について、説明させていただきます。資料につきましては、お手元の資料10ページから13ページの範囲でございます。

まず、資料10ページをご覧ください。はじめに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令について説明させていただきます。我が国のエネルギー逼迫の解消、地球温暖化に関わるパリ協定の目標達成のため、国は2030年度の業務・家庭部門の温室効果ガスの排出目標を2013年度比で約4割削減と定め、平成28年に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を施行し、建築物の省エネ対策の強化を図るべく、誘導基準に適合した建築物の容積率特例等の誘導措置を講じました。低炭素建築物の認定につきましては、税制優遇、融資金利の引下げ、容積率の特例のメリットがあり、石狩市では年間10件程度の申請がございますが、省エネ法の認定の優遇措置につきましては、容積率の特例と、認定マークの表示だけでございまして、建築主へのインセンティブが働かず、また、基準を満たさないケースがほとんどない共用部分の評価が必要であったなどの理由から、これまで石狩市への認定申請は1件もありませんでした。そこで国は、省エネ性能の評価方法を簡素化することで、申請者及び行政などの審査者の両者の負担を軽減し、建築物のエネルギー消費性能を向上させるため、共同住宅につきましては、廊下や階段等共用部分を計算しない評価方法を、住宅及び共同住宅につきましては、モデル住宅を用いた評価方法が追加されました。石狩市証明等手数料条例に、省エネ法の認定と低炭素建築物の認定の、2つの認定に関する手数料が設定されております。今回国の省令改正に伴い、新たに簡易な評価方法が追加されたことから、当該手数料について、所要の改正を行います。

見直し項目は全部で3項目あります。1項目と2項目が省エネ法の認定、3項目が低炭素建築物の認定に関わる手数料の改正です。1項目から順に説明させていただきます。

同じく10ページ中ほど「1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査について」をご覧ください。

建築主は、建築物の新築及び省エネ性能が向上する増改築の計画が、「建築物エネルギー消費性能基準」よりも厳しい「誘導基準」に適合する旨の認定を受けることが出来るようになっております。この認定のメリットとしては、延床面積の敷地面積に対する割合である容積率の特例を受けることができ、省エネ性能向上の設備を設置するため通常の建築物の床面積を超える部分は、延面積の10%を上限に算入しないことが出来るようになります。

11ページの表の改定案をご覧ください。

この表の太枠内が今回追加となる手数料です。これまで共同住宅の申請につきましては、住戸と共用部分を含めた計算方法によることになっておりましたが、省令で共用部分を含めない計算方法が追加されたことから、住戸のみの計算方法を追加し、手数料は住戸部分のみの申請と同様に設定しております。また、計画を変更する場合の手数は他と同様、当初の申請手数料の2分の1としております。

次に「2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査について」を説明いたします。建築工事が完了し現に存する建築物が「建築物エネルギー消費性能基準」に適合している旨の認定を受けた場合のメリットは、「省エネ基準適合認定マーク」を広告等に表示することができることとなっております。

こちらの手数料につきましては、12ページの表の改定案をご覧ください。

金額については変更ございませんが、区分の中で表現の変更をしております。「(2)住棟認定のみの申請」の右欄太枠内に、共用部分を除く計算の場合に、共用部分を除いた床面積で金額を算出できるような表現を加えております。

次にこの太枠の右列にある太枠ですが、省令で、モデル住宅を用いた評価方法が追加されましたこ

とから、この評価方法をこれまで同等の審査手間と考えられた「仕様基準」に含め、表現を「その他（仕様基準・モデル住宅）」に変更しております。

なお、この手数料につきましては現に存する建築物を対象としているため、変更の手数は定めておりません。

最後の項目「3 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査について」でございます。

建築主は「建築物エネルギー消費性能基準」より厳しい「低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に適合することの認定申請をすることができることとなっております。この認定を受けた場合のメリットとしましては「税制優遇」・「融資金利の引下げ」で、400,000円程度の経済的なインセンティブを受けられます。更に、「容積率特例」で低炭素化に資する設備について通常の建築物の床面積を超える部分は、延面積の5%を上限に反映しないことができるとされています。

最後のページの表〈改定案〉をご覧ください。

「(2) 共同住宅に係る申請」につきましては、これまでは住戸と共用部分を含めた計算方法しかございませんでしたが、省令で住戸のみの計算方法が追加されたことから、この計算方法の手数を追加しております。金額につきましては「(1) 住戸に係る申請」と同額としております。また、計画を変更する場合の手数料につきましては他と同様、当初の申請手数料の2分の1としております。

私からは以上です。

○高宮会長： どうもありがとうございました。事務局から説明がありましたとおり、非常に難しい内容ですけども、分からない点など、なにかご意見・ご質問はありますでしょうか。

○委員（清野）： 要は、大工さんが建てた家に、「これが省エネの家ですよ」と表示できるように、市からワッペンをもらって市民に知らせるといった内容ですか。市民ひとりひとりの手数料ではないですよ、業者の申請の手数料ですよ。

○事務局（茶木）： こちらはですね、建築主である建物の所有者が表示できるという権利を得られるもので、建物に係る広告あるいは契約書類等において表示をすることができるというものでございます。

○委員（清野）： その表示をすることによって、例えば固定資産税の控除を受けられるとか、そういった形に繋がっていくのですか。

○事務局（茶木）： 適合基準に関しては、経済的なインセンティブはございません。表示のみということでございます。

○委員（清野）： 表示のみなんですね。

○高宮会長： 手数料は誰が負担するのですか。

○事務局（茶木）： 手数料は建築主です。

○委員（中村）： 家を建てた場合、建築許可を申請して、市でこれをやった場合、評価する前に35,000円って書いてますよね、評価機関の審査を事前に受けた場合8,000円と、4分の1ほどの値段になっていますが、この評価機関というのはどういうところなんですか。

○事務局（茶木）： 主に札幌市に多くございますが、民間確認検査機関と申しまして、確認申請等建築物の審査をする民間の機関でございます。具体的には、「ERI」でありますとか、「ビューローベリタス」等の機関がございます。こちらの機関で事前に省エネに関する審査を受けていただいて、その後市で審査する場合は安くなると、そういった機関を通さないで最初から市に審査を依頼する場合は高くなるというように設定されております。ただ、こちらは今回の改定の対象ではなくて、今の

手数料がそのようになっています。

○委員（藤懸）： ということは、評価機関でやった場合には、当然お金がかかっており、基本的には市が全部やるというものよりも評価機関で受けたというのが安いよというのではなく、事前にお金がかかっているのだから、トータルで見た場合には同じ金額だという考え方ですよ。

○事務局（茶木）： そうです。

○事務局（青山）： 10ページの現行手数料は、平成28年度にこの審議会でご説明をして新たに設けた手数料なんですけど、35,000円や8,000円というのは何が基準になっているかという、審査するのにどれだけ人件費・時間がかかっているか、それによって負担を設けています。この審査をするのに国が示した審査時間というのがあって、それに人件費の単価をかけてどれくらいの人件費がかかっているかを算出し、それに基づいて何円程度が適当かということ、他の自治体とも見比べながら設定しました。評価機関で行った場合は、当然、事前にお金もかかっているし、イコール市が審査する時間も減っており、それにより35,000円に比べて安くなっているという理解で良いかと思います。

○委員（藤懸）： 10ページ目の、見直しの一項目、建築物エネルギーの消費性能向上計画の認定の申請の中身についてですが、容積率の特例というのは、これを建設すると容積率の特例を受けられて有利になるということですね。この容積率の特例というのは省エネを設置した面積環境を削除するというか算入しなくて済むという考え方で良いですか。

○事務局（茶木）： 省エネに関わる設備としましては、太陽光熱集熱設備、太陽光発電設備、その他燃料電池設備やコジェネレーション設備など、大型の機器の設置が必要となる場合がございます。そうすると、建築物としても大きく作る必要がございますので、そういったものを必要な床面積と捉えまして、容積率すなわち敷地面積に対する床面積でございますが、それを緩和することで設置しやすくなるということでございます。

○委員（藤懸）： そうすると、この200㎡等と資料にありますけど、これは床面積ですよ。床面積に対してこの200㎡というのは、その容積率を引いた床面積という考え方でしょうか。それともそれを含めた面積という考え方でしょうか。

○事務局（茶木）： こちらの手数料の面積につきましては、申請する床面積になります。容積率につきましては、敷地面積に対する床面積ということで、こちらの手数料の面積と容積率の面積というのは捉え方が別になります。こちらの容積率の特例は10パーセントとなっております。

○委員（藤懸）： 11ページの改定案の(1)建築物の住戸部分又は戸建て住宅の全体のみ申請の場合、1つは200㎡以下、もう1つは200㎡を超えて500㎡以下とありますが、他の自治体を見てみると500㎡という上限がない。500㎡を超えるような住宅はないという考え方なのですか。

○事務局（茶木）： 500㎡を設定した考えでございますが、建築基準法6条の中で、500㎡を超えるものは、石狩市役所で審査をできない物件と定められておまして、石狩市で審査をできるのは500㎡以下の住宅となっております。ですから、こちらを設定しなくても建築基準法により審査をできないことになっておりますので、500㎡という記載を入れない自治体があるものと思われま。

○委員（藤懸）： 2番目の共同住宅の全体に係る申請も、500㎡以下という制限があるが、これも同じですか。共同住宅は、500㎡を超えるものもたくさんあると思われま。

○事務局（茶木）： 500㎡を超えると、石狩振興局という北海道の機関が審査をすることになっております。また、面積にかかわらず、先ほどご説明した民間確認検査機関ですと、500㎡などの面積

に関係なく全ての建築物を審査するというようになっております。

○高宮会長： 共同住宅の500㎡というのは、戸別ですか。全体ですか。

○事務局(茶木)： こちらは廊下、階段等を含めた全ての面積で500㎡でございます。ただ、今回の住戸のみの計算方法では、共用部分を含めない500㎡以下についても、(1)の額と同様に手数料を徴収するというように設定しております。

○委員(安藤)： 手数料という名目がついているので、ここで審査ということになったかと思うのですが、特に公募の人はこれだけ数字を並べられてもよくわからないと思います。この審査については、学識経験者の方とか専門家の方にお聞きした方が適切かと思うのですが。

それともう一点、平成28年度にこの法律が制定されて以来、石狩市では何件の申請があったのでしょうか。

○事務局(茶木)： まず、件数について私からお答えさせていただきます。1番、2番は省エネ法に係わる申請であります。こちらにつきましてはこれまで1件の申請もございません。3番の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査につきましては、年間10件程度でございます。具体的な数字を申し上げますと、平成27年が9件、28年が10件、29年が少し多くて15件、30年が9件、今年度は今日現在で7件の申請が出ております。

○委員(安藤)： これに係わる市の職員の方は何人おられるのでしょうか。審査を行う部署に配属されている職員の数は何人でしょうか。

○事務局(茶木)： 審査は建築住宅課建築指導担当が行います。担当者は4人となっております。

○委員(安藤)： ここからはじき出した金額ということですね。

○事務局(青山)： はい。法律・省令の改正に伴うものということで、しかも今回新たに手数料を設定するのでもなくて、簡易な評価方法が国で追加されたことを踏まえて、詳細な評価方法よりも簡易な評価方法の方が当然時間もかからないので、その分手数を減額する。要するに今まで住戸と共有部分で手数料をとっていたのですけども、共有部分がなくなったので、住戸のみにするという改定なので、確かに安藤委員のおっしゃるように、審議会で皆様が妥当性について議論するというのは議題としてふさわしくないのではないかと、ご意見をいただきまして反省しなくてはならないのかなと思います。できるだけ専門的な部分を分かりやすく、市民参加手続きという中で、手数料を設定しているものですから、今回議題として上げさせて頂いたのですけども、案件によってどういった審査方法が良いのかという点について、今後も事務局で検討していきたいと思っております。

○委員(安藤)： ありがとうございます。人件費を加味して算出していらっしゃる、ましてや値下げになるということですので、私達あまり分からないので。

○委員(藤懸)： 同じくよく分からないものですが、疑問になったので、教えていただきたいのですけど、12ページの2の建築物のエネルギーの部分の、(1)の方は共同住宅という言葉を使って、低炭素の部分も共同住宅という言葉を使っています。(2)だけは住棟認定という言葉になっていて共同住宅という言葉じゃなくなるのですが、どう違うんですか。

○事務局(茶木)： これは法令に基づく表現に揃えさせていただいておりまして、同じ省エネ法に関しまして、1番と2番の大きな違いといたしましては、1番は建物の計画に関するもので、2番は既に建っている建物に関するものになっております。表現は違いますが、内容はほぼ同じものと考えてよろしいかと思います。

○委員（山本）： 11 ページの改定案の中で、「追加」とされている住戸のみの計算方法の箇所に、「㎡」がなぜ入らないのですか。

○事務局（茶木）： 表現上は入っていませんが、実際は（1）の額ということで、（1）と同じ 200 ㎡以下であれば、35,000 円と 8,000 円、200 ㎡を超えて 500 ㎡以下であれば、39,000 円と 8,000 円というふうにお読みいただければと思います。内容といたしましては、共同住宅の中の廊下と階段を除いて、住宅部分のみの審査となりますので、（1）の住戸部分、戸建て住宅の手数料と同じでよろしいだろうと考えております。

○事務局（青山）： 実際に条例を改正するときには数字が入ります。今回審議の資料としては、分かりやすくするため、敢えて文言だけで表記させていただきました。

○委員（清野）： 手数料の額は、国からの指針で提示してもらって積算方法も出されているのですか。

○事務局（茶木）： 標準的な審査時間等が示されておりまして、その他につきまして市で決めます。

○委員（清野）： 振興局でも検査するんですよね、それは都道府県で別に定めるんですか。国での数字は設けてないのですね。

○事務局（茶木）： 北海道については北海道の定めがあります。

○事務局（虻谷）： 自治体事務の扱いになっているものですから、それぞれで定めるものとなっています。

○高宮会長： 他にありませんでしょうか。

○委員（安藤）： もう一つ、運動室使用料と今のことに関して、人件費からはじき出したのことで、先ほど伺ったエネルギーとかに関わる問題でも、4人おられて平成28年度からの人件費は入っていないんですね。基本的な職員の人件費というのはこの数字に加味されていないんですか。

○事務局（青山）： 入っています。一人当たり何百万で見るかという話にもなりますが、職員というのはこの事務だけを行っているわけではないので、実際には人件費が一人当たり 5~600 万円かかったとしても、この事務に関してはそのうち何分の1あるいは何分何時間と按分して、本当にこの事務にかかる人件費はいくらなのかという出し方でやっています。手数料の根拠としてかかっているコストの中には人件費は入っています。

○委員（安藤）： そうですか。それにしてお安いなと思ったので。

○事務局（青山）： ほかの事務もやっているのですが、まるまるこの事務だけに手数料としてかかっているわけではありません。

○委員（安藤）： そうですか。そのために何か手当みたいなものは設定されているのかなと思ったので。

○事務局（青山）： そういったものはありません。

○委員（安藤）： ありがとうございます。

○高宮会長： 他よろしいでしょうか。それではこれに関しては妥当とさせていただくことでよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： ありがとうございます。それでは次の議題に移ります。除票記載事項証明書の交付手数料の設定について議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

○事務局(糸尾)： 環境市民部市民課長の糸尾と申します。よろしくお願いたします。それでは、私の方から住民票の「除票記載事項証明書の交付手数料の設定」について、資料に基づきまして説明させていただきます。資料は、14ページから16ページになります。

資料14ページ、除票記載事項証明書の交付手数料の設定に至った経緯についてですが「デジタル手続法」に関連して、行政のデジタル化を推進するための個別施策として、「住民基本台帳法」の一部改正がありました。その中で本人確認情報を長期かつ確実に保存するため、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度が明確化されたことから、これらに係る手数料のうち、除票記載事項証明書に関する手数料を1件につき350円として追加するものであります。

なお、施行日については、デジタル手続法の公布の日から20日が経過した日とされておりますが現在、本市におきまして法改正に対応するためのシステム改修中でありますことから、改修の進捗状況に合わせて施行させていただきたいと思っております。

それまでの間に、この「除票記載事項証明書」の交付申請があった場合は、住民票の除票の写しで対応させていただきます。

資料15ページになります、石狩市証明等手数料条例の一部改正案といたしまして、住民基本台帳法関係分を一部抜粋したものです。予定としましては15番に除票記載事項証明書の交付を1件につき350円として明記する予定です。

資料16ページ、手数料実態調査票となります。

今回の除票記載事項証明書の交付手数料は、新設であり交付実績がないことから、同件数の請求が見込まれる住民票記載事項証明書の平成30年度実績を準用し積算させていただいております。

これにより、原価324円でありましたことから、手数料は、この住民票記載事項証明書と同額の1件につき350円としたところで。

以上、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

○高宮会長： ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました内容についてわからない点などご意見や質問ございませんでしょうか。

○委員(安藤)： すみません。お恥ずかしいのですが、除票って何でしょうか。

○事務局(糸尾)： 石狩市に住民登録がありましてお亡くなりになられた方とか、札幌とかに他の自治体に転出されて現在石狩市に住民登録がなくなったことを記す証明書です。通常は住民票の写しですが、転出とかお亡くなりになられて住民登録がなくなったものを証明するものが住民票の除票の写しということです。除かれたものと認識していただければよろしいかと思います。

○事務局(青山)： 通常の住民票と違って、転出したこととかお亡くなりになったこととかその事実が記載された住民票になります。身近なものではないのでまずイメージがわかなかったと思いますが。

○委員(山本)： 今までもあったんじゃないですか。そういうもの。

○事務局（糸尾）： 除票の写しはありました。除票の記載事項証明書がありませんでした。

○事務局（青山）： 除票の写しと記載事項証明書の違いについてご説明しないと理解し難いですよね。本日お配りした参考資料に基づいてご説明します。

○事務局（糸尾）： 資料としてお配りしたのは住民票の記載事項証明書のイメージですが、昨日システム会社に確認したところ、除票の記載事項証明書も同じレイアウトでA4の縦型になるということです。住民票はA4の横型で皆様に交付しておりますが、この参考資料の住所世帯主というのがおそらく予定では転出先の住所になるかと思われます。1番の氏名とか旧氏というような記載がされていると思うんですが、この部分については通常住民票とほぼ同じような形になるかと思います。本籍が、通常住民票とか除かれた住民票というのは本籍、例えば石狩であれば北海道石狩市花川北～何番地までの記載があるのですが、記載事項証明については、自治体の町の名前まで、石狩であれば北海道石狩市までの表示しかされないというものになります。基本住民票に記載されたものとほぼ同じものです。転出先で要求するものが名称としてちょっと違うということで、基本住民票と住民票の記載事項証明はほぼ同じものになります。

○事務局（青山）： 項目が選ぶことができます。この項目だけ載せたいとか

○事務局（糸尾）： 住民票と同じです。本籍は不要ですとか。

○委員（中村）： ちょっと確認させてもらいますけど、今日私が死んで、市役所に届けて、住民票から必然的に除票されますよね。名前なくなりますよね。今まではそれが無料だったんですよね。今度新しく中村が何月何日に死んで、住民票から抹消されたという場合に、その350円を支払うということですか。

○事務局（糸尾）： いいえ、現状でも、中村様が窓口で住民票が必要だよと来られた時は350円がかかります。亡くなられたときも、除かれた住民票の写しということで同じ350円がかかります。

○委員（清野）： 資料14ページのほうでは、法律の公布が元年度5月で施行が6月20日、石狩市は今回の定例会にかける。石狩市の施行ってというのは6月まで、去年までさ遡れないですよね。

○事務局（青山）： 今後になります。この法改正に対応するためのシステム改修を進めているところでして、そのシステム改修が整い次第運用を開始します。

○委員（清野）： 例えば、遡って記載事項証明書をとられるときには、まだその時点ではかからないということですか。

○事務局（青山）： いえ、制度として運用、除票の記載事項証明書が出せるようになるまでは、別のもので、除票の写しというもので対応することになります。

○委員（清野）： システムの運用を完了した時点から始まるということですね。わかりました。

○委員（安藤）： すみません。これはどういうところで使われるのでしょうか。

○事務局（糸尾）： 遺族年金の手続とか、自動車の車検、車を売買する時に過去にあった住民票を繋げたりとかですね。古い住所の車検証があって、何度か転居されて住所が変わった時に「本当にあなたがここにいたということを証明するものを持ってきて」と言われた時に除かれた住民票、過去住んでいた住所が記された証明書として住民票の除票が必要になります。

○委員(藤懸)： 今までは除票を石狩からとって、証明書でなくて除票を持って行って対応していたということですね。今回改めて、過去にはこういう形で住んでいましたよと、昔住んでいたけれども証明書を発行できるからいいよという話なんだろうけれども、札幌市の場合は除票というのは死んでから5年間しかありません。6年くらいになると除票も発行もできないですが、石狩市はどうなのでしょう。

○事務局(糸尾)： 現状では5年です。

○委員(藤懸)： それ以前のものはどうするんですか。

○事務局(糸尾)： 証明書としては出ないです。法律改正がありまして、保存期間が5年から150年になります。それでその150年に変わるという部分が政令でまだ出ていないので施行になっていないものですから、データとしてはほかの自治体もそうですが、保存している状態です。

○委員(藤懸)： でもそれは出さないんですね。

○事務局(糸尾)： 現状では出せません。施行になっていないので。

○委員(藤懸)： 困る人が出てきたんじゃないですか。

○事務局(糸尾)： 現状でも相続の関係とか最近増えているので、それに代わるものを提出先のほうで要求していただく形になると思います。

○委員(山本)： 除票したっていう年月は入らないんですか。いつ死亡したか抹消したか。

○事務局(糸尾)： レイアウトのほうが示されていないものから、これは住民票の記載事項証明で除かれたものではないので、これからリリースの段階で市側に提供されることになると思います。

○事務局(青山)： 住民票の除票には入っていますよね。おそらく記載事項証明にも入ることになるのでは。

○事務局(糸尾)： そうですね。おそらく備考欄に入ると考えられます。

○高宮会長： どうでしょうか。よろしいでしょうか。これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 以上で本日諮問された件につきまして、審議を終了いたしますが、諮問された内容につきましては、本審議会において全て妥当であると答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： この後答申の予定となっておりますが、事務処理の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、私にご一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと

思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。

○高宮会長： 次に7番目の報告ですね。続きまして会議次第の第7番目報告を議題とします。事務局より資料説明をお願いします。

○事務局(佐々木)： はい。それでは私の方から報告案件の「通知カードの再交付手数料の廃止」について、資料に基づきまして説明させていただきます。資料の一番最後17ページをご覧ください。平成27年にマイナンバーカード取得の際に必要な書類として「通知カード」というものが全ての国民に配布されておりますが、令和元年のデジタル手続法に基づく番号利用法の改正に伴い、通知カードからマイナンバーカードへの移行を早期に促していくため、通知カードを廃止することになりました。これまでは、この通知カードを紛失した場合に市役所窓口にて再発行(発行手数料500円)をしておりましたが、今般の法改正を受け、証明等手数料条例にある「通知カードの再交付手数料」を廃止する条例改正を行うこととします。なお、施行日につきましては、国の政令で定める日(令和2年5月30日までの施行)となっているので、この間で行いたいと思っています。以上、簡単ではありますが、「通知カードの再交付手数料の廃止について」、私からの説明を終わります。

○高宮会長： 説明は以上ですね。ただいま事務局から説明のありました内容についてわからない等何かご質問ありませんでしょうか。

○委員(山本)： 取得を促進するために廃止する。廃止したらどう促進になるのでしょうか。

○事務局(青山)： 通知カードを多分ご存じだと思いますが、紙のカードです。マイナンバーが配布された時に全国一斉に配られたものです。マイナンバーカードはICチップが内蔵された顔写真付きのカードです。紙からそれに移行するという意味です。

○高宮会長： 決して通知カードを促進ということではないですよ。

○事務局(佐々木)： 通知カードというのはあくまでもマイナンバーカードを申請するにあたって必要になるものです。それを持って市役所に申請いただくと通知カードと交換でマイナンバーカードをもらうというのが今までの取扱いだったんですが、今後、直接マイナンバーカードの申請を増やしていきたいという国の施策の中で通知カードの発行自体をやめてしまおうという形になり、市の手数料を廃止するという国の施策を受けての流れです。

○委員(山本)： カードを発行する時は直接来てくださいという話ですか。

○事務局(糸尾)： 申請をいただいて、1か月程度かかりますが、国のほうからカードができたということになるので、市役所に取りにきていただく形になります。

○高宮会長： よろしいでしょうか。これは報告でありますので、報告を終了させていただきます。事務局へ進行をお返しします。

○事務局(青山)： 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議を賜りありがとうございます。本日審議していただいた内容について、今後の予定ですが、2月に予定しております、令和2年第1回石狩市議会定例会におきまして、先ほどご審議いただいた健康増進室の使用料また、その他手数料関係の条例改正を予定しております。

また、市では、令和2年度に使用料・手数料の全面的な見直し、先ほど基本方針の中でもお話しした3年に1回の大幅な全面的な見直しを行う予定であります。その前段として本審議会に市として改定案をお示ししてご審議をお願いしたいと考えております。時期については来年度の5月頃の開催を

令和元年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録
令和2年1月23日 10:00~12:00

予定しておりますので、また改めて開催時期については委員の皆様にご通知させていただきたいと思
いますのでよろしくお願いいたします
事務局からは以上です。

○高宮会長： それでは、これにて閉会いたします。本日はありがとうございました。

議事録確定 令和2年3月3日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫